

◇新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例（新潟県条例第37号）

1 組織の見直し

委員会は、委員8人以内で組織することとしました。（第2条関係）

2 部会の設置

委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとしました。（第6条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県知事が指定する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例（新潟県条例第39号）

1 指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の改正に伴い、知事が指定する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定めることとしました。（第2条及び別表関係）

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第40号）

1 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数に係る規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

(1) 新潟県防災会議条例（第1条関係）

(2) 新潟県災害対策本部条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第41号）

1 食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準の改正

食品の安全性の確保をより強化するため、業として生食用食肉の加工又は調理を行う施設について公衆衛生の見地から必要な基準を定めることとしました。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成25年1月1日から施行することとしました。

◇新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第42号）

1 能力開発校が実施する職業訓練の基準等

職業能力開発促進法の改正に伴い、能力開発校が実施する職業訓練の基準等を定めることとしました。（第4条～第9条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関

係条例の整備に関する条例（新潟県条例第43号）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち流域下水道の構造の基準等並びに都市公園及び公園施設を設置する場合の基準に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

- (1) 新潟県流域下水道条例（第1条関係）
- (2) 新潟県都市公園条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県道路の構造の技術的基準等を定める条例（新潟県条例第44号）

1 道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準等

道路法の改正に伴い、道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準等を定めることとしました。(第4条～第46条関係)

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県住宅の屋根雪対策条例（新潟県条例第45号）

1 目的

この条例は、高齢化が進展している本県において、住宅の屋根雪下ろしに係る事故における死傷者に対し高齢者が高い割合を占めている現状に鑑み、積雪期において住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境を整備するため、住宅の屋根雪対策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、所有者等及び事業者の役割を明らかにするとともに、住宅の屋根雪対策を推進するために必要な事項を定めることにより、高齢者をはじめとする県民の生命に関わる住宅の屋根雪下ろしに係る事故をなくし、もって積雪期において県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、住宅の屋根雪対策に関する基本的な施策を策定し、及び実施するものとする事としました。(第4条関係)

3 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、住宅の屋根雪対策について理解を深め、自主的かつ主体的に住宅の屋根雪対策を推進するよう努めるものとする事としました。(第5条関係)

4 所有者等の役割

所有者等は、基本理念にのっとり、住宅の屋根雪対策について理解を深め、自主的かつ主体的に住宅の屋根雪対策を推進するよう努めるものとする事としました。(第6条関係)

5 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、住宅の屋根雪対策について理解を深め、克雪住宅の普及を図るよう努めるものとする事としました。(第7条関係)

6 克雪住宅の普及

県内において住宅を新築しようとする者にあつては当該住宅を、住宅の所有者にあつてはその県内において所有する住宅を、それぞれ克雪住宅とするよう努めるものとする事としました。(第9条関係)

7 住宅の屋根雪下ろしを行う際の安全確保

住宅の屋根雪下ろしを行おうとする者は、住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境が整備されるまでの間、住宅の屋根雪下ろしを行う際には、安全な作業に適した作業衣の着用、転落等の事故の発生を未然に防止するための器具の使用その他安全上必要な措置を講ずるよう努めるものとする事としました。(第10条関係)

8 空き家の屋根雪下ろし等に関する取組

所有者等は、その所有し、又は管理する空き家について、空き家の屋根雪下ろしその他保安上必要な管理を行うよう努めるものとする事とし、県は、県民の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合として規則で定める場合には、市町村の求めに応じ、空き家の屋根雪下ろしその他必要な措置を講ずることができる事としました。(第11条関係)

9 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県歯科保健推進条例の一部を改正する条例（新潟県条例第46号）

1 事業者及び医療保険者の役割に関する規定の整備

事業者及び医療保険者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員又は被保険者が、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯・口腔^{くわう}疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科保健に関する教育及び歯科健診等の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの機会の確保に努めるものとする事としました。(第6条関係)

2 知事及び県教育委員会が実施する基本的施策の追加

県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりを推進するため、県民が定期的に歯科健診を受けること等の勧奨その他の必要な施策に関する事、児童虐待及び高齢者虐待の早期発見に資する歯科医療機関等との連携及び関係者の資質向上に関する事、口腔保健支援センターの設置の推進に関する事その他の知事及び県教育委員会が実施する基本的施策を追加することとしました。(第11条関係)

3 にいがた健口文化推進月間

基本理念にのっとり、歯・口腔^{くわう}の健康づくりの習慣化を図り、これを将来の世代に伝えていくため、11月1日から11月30日までをにいがた健口文化推進月間とすることとしました。(第13条関係)

4 公表

知事及び県教育委員会は、毎年度、基本的施策その他の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする事としました。(第14条関係)

5 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（新潟県条例第47号）

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機、道路標識及び道路標示に関する基準を定める事としました。(第2条～第4条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。